

広島県後期高齢者医療広域連合議会事務局処務規程

平成19年3月28日

議会訓令第1号

(目的)

第1条 この規程は、広島県後期高齢者医療広域連合議会事務局（以下「事務局」という。）に属する事務を処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(職の設置)

第2条 事務局に事務局長、事務局次長及び書記を置く。

2 前項に定めるもののほか、事務局に必要な職員を置くことができる。

(職務)

第3条 事務局長は、議長の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長の職務を補佐し、事務局長が不在又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 書記その他の職員は、上司の命を受け、議事その他の事務に従事する。

(事務局長の専決事項)

第4条 事務局長は、次の事項を専決する。

- (1) 所属職員の服務に関すること。
- (2) 出張命令に関すること。
- (3) 依頼、通知、照会、回答及び資料の収集並びに諸報告に関すること。
- (4) 公文書の公開の決定に関すること。
- (5) 個人情報の開示又は訂正の決定に関すること。
- (6) 前各号のほか、議長の決裁を受けるべき事案に当てはまらない軽易な事項に関すること。

(事務の代決)

第5条 事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局次長がその事務を代決する。

(公印)

第6条 公印の名称、寸法、書体、使用区分及び公印保管者（以下「保管者」という。）は、別表のとおりとする。

2 公印の使用等の取扱いについては、広島県後期高齢者医療広域連合公印規則（平成19年広島県後期高齢者医療広域連合規則第5号）を準用する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、文書の取扱い、職員の服務等に関しては、広島県後期高齢者医療広域連合の例による。

附 則

この訓令は、平成19年3月28日から施行する。

別表（第6条関係）

公印の名称	寸法 (ミリメートル)	書体	使用区分	保管者	個数
広島県後期高齢者医療 広域連合議会	方 24	てん書	広域連合議会名を もってするとき。	事務局長	1
広島県後期高齢者医療 広域連合議会議長	同	てん書	広域連合議会議長 名をもってする とき。	同	1
広島県後期高齢者医療 広域連合議会副議長	同	てん書	広域連合議会副議 長名をもってする とき。	同	1
広島県後期高齢者医療 広域連合議会事務局長	同	てん書	広域連合議会事務 局長名をもってす るとき。	同	1